

改正後	現行
秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用 (令和３年９月２１日付森－１４０８) 秋田県週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における森林整備運用を次のとおり定める。 第２条関係（定義） １ 要綱第２条第１項（２）の「現場閉所困難工事」は、次のような工事を対象とするが、該当の判断にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に行うこと。 ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、土日、祝日等に作業が必要な工事 ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）） ２ 要綱第２条第１項（３）の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。 （１）工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間。 （２）工事全体を一時中止している期間。 （３）対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として６日間、７月、８月または９月を含む工事では夏期休暇分として３日間。 （４）余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間。 ３ 要綱第２条第１項（３）の「対象期間」について、受注者の責によらない災害対応や現場条件、気象条件の変化等により週休２日の確保が難しいと想定される場合は、受発注者間で協議のうえ、該当期間を対象外とするなど、柔軟に対応すること。 ただし、現場閉所による週休２日または交替制による週休２日ともに、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合にあっても、必要最小限の期間とし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。 【受注者の責によらない現場条件・気象条件等の具体例】 ・発注者が想定している猛暑、降雨日等の日数を上回る場合 ・暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象 ・工事用地等の確保ができず、施工できない場合・設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合(工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む) ・文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合 ・関連工事との調整により施工ができない場合 (削る。)	秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用 (令和３年９月２１日付森－１４０８) (新設) 第２条関係（定義） １ <u>秋田県週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）第２条（１）①の「受注者の責によらず土日に現場閉所出来ない場合」には、土日以外の当初作業予定日が悪天候等により作業できず、その日を振替休日とし、土日に休日作業日を設定する場合も含む。</u> ２ <u>要綱第２条（１）③通期の週休２日について、対象期間において暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が２８．５％に満たない場合は、対象期間内の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。</u> ３ <u>要綱第２条（２）の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。</u> ＜現場閉所困難工事の例＞ ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、土日、祝日等に作業が必要な工事（<u>通年維持工事等</u>） ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（<u>交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等）</u>） ４ <u>要綱第２条（３）の「別に定める期間」とは、次に掲げる期間とする。</u> <u>（１）工場製作を含む工事の場合、工場製作のみを実施している期間。</u> <u>（２）工事全体を一時中止している期間。</u> <u>（３）対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として６日間、７月、８月または９月を含む工事では夏期休暇分として３日間。</u> <u>（４）余裕期間設定工事の場合、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間。</u>

改正後	現行
第3条関係（休日） 1～2（略） 3 対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了することから、工事完成日の翌日以降を休日として扱う。 第4条関係（対象工事及び発注方式） 1 対象については、要綱第4条第1項の工事のほか、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。 2 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、現場の被災その他の理由により、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。 3 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは、次のとおりとする。 （1）原則として全ての工事を対象として、完全週休2日（土日）工事により発注する。ただし、要綱第2条第1項（2）に定める「現場閉所困難工事」の場合は、完全週休2日交替制工事により発注するものとする。 （2）受注者は、施工計画書の提出前に、指定された発注方式の実施について監督員と協議をする。ただし、現場閉所が可能な場合においては、交替制による実施は認めないものとする。 4（略） （削る。） 第5条関係（工事成績評定）（略） 第6条関係（工期変更）（略） 第7条関係（工事費の積算） 1 要綱第7条の「別に定める積算方法」について、各経費に対し別表1に定める補正係数を乗じるものとし、その取扱いは次のとおりとする。 （1）発注時 当初予定価格は、本運用第4条のとおり、完全週休2日（土日）又は完全週休2日交替制を実施する前提として、対応する補正係数を各経費に乗じるものとする。 （2）精算変更時 実際の達成状況を確認し、各経費の補正係数の見直しを行うものとする。	第3条関係（休日） 1～2（略） 3 対象期間の最終週が1週間に満たない場合について、工事の完成をもって当該週の作業が終了することから、工事完成日以降を休日として扱う。 第4条関係（対象工事及び発注方式） 1 要綱第4条第3項の「別に定めるところ」とは、次のとおりとする。 <u>なお、対象については、工事のほかに、森林整備関係業務委託（植栽、保育等）も含むものとする。</u> <u>（1）発注者は、全ての工事を対象に、完全週休2日（土日）により発注することを原則とする。</u> <u>（2）現場閉所困難工事については、完全週休2日交替制により発注することを原則とする。</u> 2 <u>要綱第4条第1項の「別に定める工事」とは、「現場閉所困難工事」とする。</u> 3 <u>完全週休2日（土日）工事により発注後に、完全週休2日交替制に取組を変更する場合は、施工計画書の提出前に監督職員と協議をする。</u> 4（略） 5 <u>要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると所属課長が判断した場合とする。</u> 第5条関係（工事成績評定）（略） 第6条関係（工期変更）（略） 第7条関係（工事費の積算） 1 <u>現場取組内容に応じた、積算における補正区分は次のとおりです。</u>

改正後	現行															
(削る。)	<table><tr><th></th><th>取組内容</th><th>積算における補正区分</th></tr><tr><td rowspan="3">週休2日(1)</td><td>完全週休2日(土日) ①</td><td rowspan="2">月単位の4週8休以上</td></tr><tr><td>月単位の週休2日(1) ②</td></tr><tr><td>通期の週休2日(1) ③</td><td>通期の4週8休以上</td></tr><tr><td rowspan="3">交替制(2)</td><td>完全週休2日交替制(2) ①</td><td rowspan="2">月単位の4週8休以上(交替)</td></tr><tr><td>月単位の週休2日交替制(2) ②</td></tr><tr><td>通期の週休2日交替制(2) ③</td><td>通期の4週8休以上(交替)</td></tr></table> ※(1)～(2), ①～③は要綱第2条の番号		取組内容	積算における補正区分	週休2日(1)	完全週休2日(土日) ①	月単位の4週8休以上	月単位の週休2日(1) ②	通期の週休2日(1) ③	通期の4週8休以上	交替制(2)	完全週休2日交替制(2) ①	月単位の4週8休以上(交替)	月単位の週休2日交替制(2) ②	通期の週休2日交替制(2) ③	通期の4週8休以上(交替)
	取組内容	積算における補正区分														
週休2日(1)	完全週休2日(土日) ①	月単位の4週8休以上														
	月単位の週休2日(1) ②															
	通期の週休2日(1) ③	通期の4週8休以上														
交替制(2)	完全週休2日交替制(2) ①	月単位の4週8休以上(交替)														
	月単位の週休2日交替制(2) ②															
	通期の週休2日交替制(2) ③	通期の4週8休以上(交替)														
2 市場単価及び土木工事標準単価について、別表1にない工種を積算する場合は、秋田県週休2日制工事に関する建設部運用(令和7年9月5日付け技管-388)の補正係数を準用することとする。	2 要綱第7条の「別に定める積算方法」とは、次に掲げるものとする。 (1) 完全週休2日(土日)の場合 1) 発注時 当初予定価格は、完全週休2日(土日)の取組の達成を前提とし、月単位の4週8休以上の補正係数を各経費に乗じるものとする。 2) 精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。 (2) 完全週休2日交替制の場合 1) 発注時 当初予定価格は、完全週休2日交替制の取組の達成を前提とし、月単位の4週8休以上(交替制)の補正係数を各経費に乗じるものとする。 2) 精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上(交替制)に満たない場合は、達成状況に応じた補正係数に見直しを行うものとする。 (3) 補正係数は別表1によるものとする。 なお、市場単価及び土木工事標準単価について、別表1にない工種を積算する場合は、秋田県週休2日制工事に関する建設部運用の補正係数を準用することとするが、令和7年10月1日施行版(令和7年9月5日付け技管-388)の補正係数を用いること。 (4) 各経費の補正の際の端数処理は別表2による。 (新設)															
3 各経費の補正の際の端数処理は別表2による。																
第8条関係(その他) 1 (略) 2 交替制の確認方法 発注者は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙3「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 3～4 (略) 5 休日の確保状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 6～7 (略)	第8条関係(その他) 1 (略) 2 交替制の確認方法 発注者は、受注者に対し、履行報告書に別紙3「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。 3～4 (略) 5 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。 6～7 (略)															

改正後	現行
附 則（令和3年9月21日森－1408） 1 この通知は、令和3年10月1日から施行する。 附 則（令和4年3月10日森－2943） この通知は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和4年3月28日森－3224） この通知は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和4年9月15日森－1443） この通知は、令和4年9月15日から施行する。 附 則（令和5年3月10日森－3042） この通知は、令和5年4月1日から施行する。 附 則（令和6年4月18日森保－196） この通知は、令和6年5月1日から施行する。 附 則（令和6年8月26日森保－1210） この通知は、令和6年10月1日から施行する。 附 則（令和7年9月5日森保－1215） この通知は、令和7年10月1日から施行する。 附 則（令和8年9月9日森保－1138） この通知は、令和8年10月1日から施行する。	附 則（令和3年9月21日森－1408） 1 この通知は、令和3年10月1日から施行する。 附 則（令和4年3月10日森－2943） この通知は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和4年3月28日森－3224） この通知は、令和4年4月1日から施行する。 附 則（令和4年9月15日森－1443） この通知は、令和4年9月15日から施行する。 附 則（令和5年3月10日森－3042） この通知は、令和5年4月1日から施行する。 附 則（令和6年4月18日森保－196） この通知は、令和6年5月1日から施行する。 附 則（令和6年8月26日森保－1210） この通知は、令和6年10月1日から施行する。 附 則（令和7年9月5日森保－1215） この通知は、令和7年10月1日から施行する。

改正後

別表 1

1 現場閉所による週休 2 日補正係数

1－1 直接工事費及び間接工事費の補正係数

	完全週休 2 日 (土日)	月単位の週休 2 日
労務費	1.02	1.02
(削る。)	(削る。)	(削る。)
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

現場閉所率

28.5%以上

1－2 市場単価の補正係数

名称	区 分	完全週休 2 日 (土日)	月単位の週休 2 日
(削る。)		(削る。)	(削る。)
(削る。)		(削る。)	(削る。)
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
(削る。)		(削る。)	(削る。)
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

1－3 土木工事標準単価の補正係数

名称	区 分	完全週休 2 日 (土日)	月単位の週休 2 日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02

現行

別表 1

1 現場閉所による週休 2 日補正係数

1－1 直接工事費及び間接工事費の補正係数

	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休 以上
労務費	1.04	1.02
機械経費 (賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

現場閉所率

対象期間内の全
ての月で現場閉
所率が28.5%以上

対象期間内の現
場閉率が28.5%
以上

1－2 市場単価の補正係数

名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休 以上
鉄筋工 (太鉄筋含む)		1.04	1.02
鉄筋工 (ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

1－3 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休 以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04	1.02

改正後	現行																																																				
2 交替制による週休 2 日補正 2－1 直接工事費及び間接工事費の補正係数 <table><tr><th></th><th>完全週休 2 日</th><th>月単位の週休 2 日</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr></table> 現場閉所率 28.5%以上 2－2 市場単価・土木工事標準単価の補正係数 ※ 1－2 の補正係数を用いることとする。		完全週休 2 日	月単位の週休 2 日	労務費	1.02	1.02	現場管理費率	1.03	1.02	2 交替制による週休 2 日補正係数 2－1 直接工事費及び間接工事費の補正係数 <table><tr><th></th><th>月単位の 4 週 8 休以上</th><th>通期の 4 週 8 休以上</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.04</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr></table> 現場閉所率 対象期間内の全ての月で現場閉所率が 28.5%以上 対象期間内の現場閉率が 28.5%以上 2－2 市場単価の補正係数 ※ 1－2 の補正係数を用いることとし道路標識設置工及び鉄筋挿入工（ロックボルト工）については、次の表の補正係数を乗じるものとする。 <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>月単位の 4 週 8 休以上</th><th>通期の 4 週 8 休以上</th></tr><tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去・移設</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>鉄筋挿入工（ロックボルト工）</td><td></td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr></table> 2－3 土木工事標準単価の補正係数 <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>月単位の 4 週 8 休以上</th><th>通期の 4 週 8 休以上</th></tr><tr><td>排水構造物工</td><td></td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>コンクリートブロック積工</td><td></td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">構造物取りこわし工</td><td>機械</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>人力</td><td>1.04</td><td>1.02</td></tr></table>		月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上	労務費	1.04	1.02	現場管理費率	1.03	1.01	名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上	道路標識設置工	設置	1.00	1.00	撤去・移設	1.03	1.01	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.01	名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上	排水構造物工		1.03	1.02	コンクリートブロック積工		1.03	1.02	構造物取りこわし工	機械	1.03	1.01	人力	1.04	1.02
	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日																																																			
労務費	1.02	1.02																																																			
現場管理費率	1.03	1.02																																																			
	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上																																																			
労務費	1.04	1.02																																																			
現場管理費率	1.03	1.01																																																			
名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上																																																		
道路標識設置工	設置	1.00	1.00																																																		
	撤去・移設	1.03	1.01																																																		
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.01																																																		
名称	区分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上																																																		
排水構造物工		1.03	1.02																																																		
コンクリートブロック積工		1.03	1.02																																																		
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.01																																																		
	人力	1.04	1.02																																																		
別表 2（略）	別表 2（略）																																																				

改正後					現行				
別紙 1					別紙 1				
特 記 仕 様 書					特 記 仕 様 書				
第 1 編 共通編					第 1 編 共通編				
第 1 章 総則					第 1 章 総則				
項 目（節）		内 容			項 目（節）		内 容		
週休 2 日制工事の対象		完全 週休 2 日 （土日）	・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（完全週休 2 日（土日））である。 ・ 受注者は、要綱に定める週休 2 日の取組内容について、施工計画書の提出前に監督員と協議すること。 ・ 週休 2 日制工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。		週休 2 日制工事の対象		完全 週休 2 日 （土日）	・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（完全週休 2 日（土日））である。 ・ 受注者は、要綱に定める週休 2 日の取組内容について、施工計画書の提出前に監督員と協議すること。 ・ 週休 2 日制工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。	
		完全 週休 2 日 （土日）	・ 本工事は秋田県週休 2 日制工事（完全週休 2 日交替制）である。 ・ 受注者は、要綱に定める交代制の取組内容について、施工計画書の提出前に、監督員と協議すること。 ・ 週休 2 日制工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。				完全 週休 2 日 交替制	・ 本工事は秋田県週休 2 日制工事（完全週休 2 日交替制）である。 ・ 受注者は、要綱に定める交代制の取組内容について、施工計画書の提出前に、監督員と協議すること。 ・ 週休 2 日制工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。	
現場説明書（条件明示）					現場説明書（条件明示）				
第 2 編 現場説明事項					第 2 編 現場説明事項				
第 1 章 条件明示					第 1 章 条件明示				
項 目		内 容			項 目		内 容		
10 その他					10 その他				
その他条件 （週休 2 日制工事）		完全 週休 2 日 （土日）	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日（土日）を実施する工事として、予定価格の各経費に補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」によるものとします。 ・ 工期内において完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。		その他条件 （週休 2 日制工事）		完全 週休 2 日 （土日）	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日（土日）を実施する工事であり、月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。 ・ 工期内において月単位の 4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。 通期の 4 週 8 休に満たない場合は補正は行いません。	
		完全 週休 2 日 交替制	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日交替制を実施する工事として、予定価格の各経費に補正を行っています。 なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に関する森林整備運用」によるものとします。 ・ 工期内において完全週休 2 日交替制が未達成の場合は、休日確保の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。				完全 週休 2 日 交替制	・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日交代制を実施する工事であり、月単位の 4 週 8 休以上（交代制）の現場閉所を行う前提として、予定価格の各経費に補正を行っています。 ・ 工期内において月単位の 4 週 8 休以上（交替制）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。 通期の 4 週 8 休（交替制）に満たない場合は補正は行いません。	
別紙 2－1（略）					別紙 2－1（略）				
別紙 2－2（略）					別紙 2－2（略）				
別紙 3（略）					別紙 3（略）				